

医療安全管理指針（抜粋）

1. 基本的な考え方

- ・ 適切な診療中に予防可能な不必要な傷害を患者に与えないためのあらゆる努力を行う。
- ・ 先行的安全対策の能力（レジリエンス）の増進を図る。

2. 医療安全管理のための組織及び体制

- ・ 医療安全管理推進のために下記の役職及び組織を設置する。
 - （1）医療安全管理統括責任者
 - （2）患者安全管理者
 - （3）医薬品安全管理責任者
 - （4）医療機器安全管理責任者
 - （5）患者安全対策委員会
 - （6）その他の関連委員会、部会等

3. 医療安全管理部門の設置

- ・ 本指針に基づき医療における安全確保のために必要な方策を実施するための情報収集、各種業務の実施、組織横断的活動、対外的活動等を行うための部署として安全管理室を設置する。医師、看護師、事務を含む構成員が複数名常駐する組織とする。
- ・ 同部署は院内組織においては医療安全管理課と称する。

(略)

6.安全管理報告書の適切な管理運用

- ・ 安全管理報告書（インシデントレポート）による報告を推奨し必要に応じて詳細に検討し対策立案に活用する。

7.医療事故調査制度に関連する対応

- ・ 院内死亡事例について適宜審査を行い該当事例については医療安全調査機構に報告の上、手続きに則り医療事故調査を行う。
- ・ 調査終了後は遺族及び医療安全調査機構へ報告する。

8.医療安全相談体制の整備

- ・ 医療安全に関する相談が円滑に行えるように患者相談窓口を設置する。
- ・ 医療安全に関する相談は複数の経路で安全管理室に報告がなされるように配慮する。

(略)

以上